

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

【恵飛須圭二君登壇】

○恵飛須圭二君 皆さん、こんにちは。自由民主党広島県議会議員連盟の恵飛須圭二です。今次定例会におきまして質問の機会を頂き、中本議長をはじめ先輩、同僚議員の皆様には深く感謝を申し上げます。

また、本日は、日頃よりお世話になっている皆様にも傍聴席よりエールを頂いております。この場をお借りし、深く感謝を申し上げ、早速ですが質問に入らせていただきます。

質問の第1は、広島ブランドの国際展開と次なる一手についてお伺いします。

広島県は、これまで日本酒とカキという二大特産品を軸に、県産品の海外展開に積極的に取り組まれてきました。特に、日本酒は広島杜氏の高い醸造技術と豊かな水資源に支えられた県の象徴とも言える産品であり、また、カキは全国一の生産量を誇る本県の水産業の柱です。G7広島サミットを契機に、こうした広島ブランドを海外へと発信する商談会や展示会出展が進められてこられてきたことに関して、まずは敬意を表します。

一方で、海外市場においては、輸送コストや関税の影響で価格競争力が低下し、見た目の類似した他国産品と並んだ場合、産地表示だけでは購買につながらないという課題が依然として残ります。広島県産という誇りあるブランドが、価格ではなく価値で選ばれるようにするためには、さらに一歩踏み込んだ戦略的な付加価値の創出が求められます。

そこで注目したいのが、DX、ICTを活用した情報付加型販売モデルの構築です。例えば、商品パッケージにQRコードを貼付けし、読み込むと生産者の声、養殖や醸造の現場映像、こだわりの工程などを消費者がリアルタイムに視聴できるようにする。これは、直売所で生産者名が表示された野菜に安心感を覚える心理と同じく、海外の消費者に対しても、顔が見える商品を届けることにつながります。

さらに、RFIDやブロックチェーン技術を用いれば、製造、輸送の各工程を記録し、商品がどのように生産、保管、輸送されてきたかを可視化することが可能です。食の安全や品質担保を重視する欧州・アジア圏の市場において、こうした情報は大きな信頼につながります。

さらに、近年では、海外における規制動向も見逃せません。EUでは2023年12月から、新しいワインのラベリング規則の施行によりワイン製品にQRコードによる電子ラベル——e-label等の表示が義務化され、原材料、栄養成分、アレルゲン、トレーサビリティ、環境情報などの提供が求められています。これらの情報は販売国の公用語で提示する必要があり、多言語対応やQRコード管理、ラベル改訂などの技術的・運用的対応が求められます。この規制は、今後、ウイスキーなど他のアルコール飲料へ拡大される可能性も高く、既に日本の一部企業では電子ラベルの自主導入が進んでいます。

一方、北米でも米国FDAによるトレーサビリティ強化規則が進行中で、情報可視化

令和7年6月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

が法的要件となりつつあります。こうした国際的な潮流は、日本からの輸出品においても無視できず、広島ブランドの持続的展開には、デジタルによる製品情報の見える化対応が必要になってくるものと考えます。

また、マーケティングの観点からもトレーサビリティーの実現により、商品の利用後に消費者がフィードバックを行うことも可能となり、蓄積された顧客データを基に、継続的なマーケティングや商品改善に役立てるという点でも、大きな優位性があります。実際、SBIトレーサビリティー株式会社では、神奈川県三浦市の農産物や滋賀県の近江牛において、これらの技術を導入した輸出事例が既に成果を上げています。特に、台湾市場では、品質と物語が保証された商品としてプレミアム価格でも選ばれているとの報告もあります。

このような情報の見える化は、広島県産日本酒やカキにも極めて親和性の高い取組です。例えば、日本酒なら仕込みの様子や杜氏の哲学、使用している酒米の品種情報を、カキであれば海域の環境、水質管理や養殖工程を動画・音声つきで届けることができます。それにより、単なる食品としてではなく、広島という地域が育んだ物語として世界に伝えていくことが可能となります。こうした仕組みは、広島和牛や瀬戸内の魚介、広島レモンなど他の産品にも波及させることができ、導入コストも比較的低廉であるため、中小事業者にも普及しやすいと考えます。

そこで、これまで県が輸出戦略の柱として育ててきた日本酒やカキといった主力産品における取組を総括いただいた上で、こうした先端技術を活用した付加価値の可視化やブランディングの強化をどのように認識されているのか、また、今後、県産食材の海外への販路拡大に向けて、こうした取組を含めて、どう戦略的に展開していこうとされているのか、併せて知事にお伺いします。

次に、地域物流と外国人材の現実的課題についてお伺いします。

物流業界における人手不足は深刻であり、国の推計では2030年までにトラック運送業で約21万人、バス運送業では約3万6,000人のドライバーが不足すると見込まれています。この状況を受け、2024年には在留資格、特定技能の対象に自動車運送業が追加され、外国人による運転業務への就労が本格化しつつあります。日本人と同様の業務に就くことが可能となったことで、新たな担い手として大きな期待が寄せられています。

県内においても、技能実習からの移行や新たな外国人採用を検討する運送事業者が増えています。現実には受入れ環境の整備が追いついていません。さらに、今後、技能実習制度に代わって育成就労制度への移行が予定されており、スキル育成・定着支援を一体で行う新制度への対応が求められます。制度が本格化する前から、受入れ体制整備に向け、想定される課題に対応しておくことが不可欠です。

第1の課題は、外国人対応が可能な教習所の地域偏在と不足です。外国語による教材や

令和7年6月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

技能教習を受けられる教習所は都市部に限られ、地方では免許取得の機会が大きく制限されています。指導体制の整備や通訳の配置など、実務的な支援が必要となります。

第2に、教習費用の高騰とそれを担う企業側の負担の限界です。外国人は日本の交通法規を一から学ぶ必要があり、教習期間が長くなりがちです。普通免許で30万円以上、大型では50万円を超えることもあり、中小企業がこの費用を単独で負担するのは困難で、採用を断念する例もあります。

第3に、制度そのものへの理解と支援体制の不足です。自動車運送業の特定技能制度への移行は、施行から間もないこともあり、企業や監理団体、送り出し機関の間で理解や運用に差が見られます。育成就労制度では、さらに職業訓練や生活支援も含めた包括的な体制が求められることから、ガイドラインや多機関連携の枠組み整備が急がれます。

以上を踏まえ、県としては、次のような取組が必要と考えます。

第1に、外国語対応可能な教習所の整備と指導者・通訳体制への支援、モデル校の設置や人材育成により、免許取得の地域格差を是正する必要があります。

第2に、教習費用に対する補助制度の創設。特に中小企業にとっては、採用の初期コストを軽減する制度設計が有効と考えます。

第3に、育成就労制度を見据えたガイドラインの策定と、多機関連携による地域受入れ支援モデルの構築、制度運用の安定化と、外国人材の地域定着を促す体制づくりが求められます。

加えて、将来的には、外国人材の処遇が日本人と同等となることが想定されるため、労働コストは確実に上昇していきます。賃上げを可能とする業界構造への転換や生産性向上による企業体力の強化が併せて必要になります。外国人材を活用することは、単なる労働力補填ではなく、業界全体の持続的な成長に向けた転機と捉えるべきです。

そこで、地域物流の将来を見据えて自動車運送業界、とりわけ地域物流の要となるトラック運送業界の持続可能かつ健全な発展につなげるための外国人材の活用方策に関する県の認識と今後の方針について、知事にお伺いします。

また、県として、特定技能及び今後本格化する育成就労制度に対応した受入れ支援体制の早期整備、免許取得や生活支援への具体的支援の拡充、さらにはトラック運送業界が賃上げを実現できるような構造改革・生産性向上支援をどのように進めていこうとされているのか、併せて知事にお伺いします。

次に、地域を支える建設業の雇用と制度についてお伺いします。

地域の建設業者の皆様は、道路や橋梁といった公共インフラの整備、維持管理をはじめ、災害発生時には被災現場の最前線で応急対応に当たるなど、県民の生命と暮らしを守る極めて重要な役割を日々担っておられます。

令和7年6月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

しかしながら、現在、建設業界では、就業者の高齢化と若年層の入職者不足が深刻化し、さらに物価高騰、人件費の上昇、加えて時間外労働の上限規制が適用されるなど、取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しています。今後もこうした状況が続けば、地域の建設業の持続性が損なわれ、将来的には公共インフラの整備や維持、災害対応体制そのものが危機にさらされるおそれも否定できません。

こうした中、国においては、持続可能な建設業の実現とその担い手確保に向けて第三次・担い手3法として、品確法、建設業法、入契法の3法を一体的に改正し、令和7年12月までに全面施行することが決定されました。この法改正では、適切な賃金水準の確保に向けた労務費の適正転嫁、休日確保の推進、過度に短い工期設定の抑制といった工期ダンピング対策の強化、さらにはICT導入による効率化などが盛り込まれています。このことにより、働きやすい職場環境が整備され、若年層をはじめとする新たな入職者の確保につながることを期待されますが、一方で、現場の建設業者からは、結局経費ばかりが増えて経営が立ち行かなくなるのではないかと、制度がどう変わるのか具体的な説明が不足しているといった不安や戸惑いの声も数多く聞かれています。

加えて、前回の法改正により施工時期の平準化が明記されたものの、依然として春先の年度切替え時期に工事が極端に少なくなる現状が続いており、建設業者からは、通年で仕事が見込めないと雇用を維持できない、平準的な発注体制を整えてほしいとの切実な要望が寄せられています。実際、安定した受注があつてこそ賃金の支払いも可能となり、雇用の確保や人材育成への投資にもつながります。

そこで、こうした現状を踏まえ、県として今回の法改正が地域の建設業界にもたらす影響についてどのように認識されているのか、また、予見される具体的な課題に対してどのような対策を講じていこうとされているのか、知事にお伺いします。

あわせて、インフラ整備の担い手、地域の守り手である建設業者がその役割を果たし続けていくため、長年の課題である工事発注の平準化について、県として現在どのような取組を実施し、今後どのような改善を図っていくのか、その取組方針をお示しください。

次に、カキ殻処理の安定化と利活用の展望についてお伺いします。

本県は、全国のカキ生産量の約6割を占める日本一のカキ産地であり、今やその魅力は海外にも広がりつつあります。一方で、その副産物として毎年大量に発生するカキ殻の処理は、喫緊の環境課題であるとともに、生産現場に直結する極めて現実的な経営課題でもあります。広島県内では、むき身での出荷が中心となっており、毎年約20万立方メートルのカキ殻が発生しています。これまで、カキ殻は農業用肥料や養鶏場の飼料などにリサイクルされてきましたが、近年は需要が落ち込み、毎年およそ6万立方メートルが処理されず、当初確保していた保管場所の容量を超過するおそれがありました。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

こうした状況を踏まえ、県では、一時保管場所を確保するとともに、漁協と連携した藻場造成事業において、カキ殻約7万立方メートルを地盤改良材として活用する取組を進めてこられました。これらの取組により、カキ殻の保管場所の収容可能容量約38万立方メートルに対して令和7年3月末時点で約12万立方メートルの余裕が生じており、一時の切迫状態からは一定の脱却が見られます。これらの取組については、迅速な対応を評価する一方で、依然として堆積量が横ばいで推移していることを鑑みれば、カキ殻を計画的かつ継続的に減少させる中長期的な戦略の構築と早期実施が不可欠であると考えます。

加えて、国では、今年4月にカキ生産を支援するカキ養殖に関する議員連盟が発足し、港湾事業などでカキ殻活用が積極的に進められていることから、こうした動きも注視する必要があります。

昨年9月の本会議では、同僚議員から本件に関する質問がなされた際、中長期的対策として、海砂採取跡地の漁場環境改善、カキ養殖場の底質改善、増殖場造成への活用といった利活用策を検討中との答弁がありました。さらに、今年度からは、漁場用途以外への展開も視野に入れたカキ殻の新たな用途の創出に向け、カキ殻リサイクル製品の開発支援や新用途開発に対する補助制度が新たに開始されるなど、多角的な活用策の検討が進められております。とはいえ、現場のカキ生産者の皆様からは、このまま保管場所が満杯になれば、出荷量の調整を強いられるのではないか、処理費用がさらに高騰するのではないかといった切実な声が寄せられており、不安の解消には至っていないのが実情であります。

そこで、昨年度に取り組みの中長期的な施策によって、どのような成果が得られたのか、その進捗と評価についてお示しいただくとともに、今年度以降、将来にわたり堆積量の着実な減少と安定処理を実現するため、県としてどのような対策と具体的な支援を進めていかれるのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、瀬戸内海の栄養塩類管理と漁場回復の展望についてお伺いします。

瀬戸内海は、かつて高度経済成長期における工場や家庭からの排水により、窒素やリンなどの栄養塩類が増加し、赤潮が頻発するなどの水質悪化が問題となっていました。しかし、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく排水規制の強化により、水質は大幅に改善されました。

その一方で、栄養塩類の過度な削減が、海の生物生産性の低下を招いているとの指摘もあります。例えば、広島県におけるカキのむき身生産量は、平成4年の約3万トンをピークに減少傾向が続き、現在では約1万8000トン前後で推移しています。また、ノリ養殖においても、栄養塩類の不足により色落ちが発生し、生産量は平成2年の約7,800トンから約2,700トンまで減少しています。

これらの現象は、窒素やリンなどの栄養塩類の減少が一因とされており、瀬戸内海にお

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

ける漁業資源の減少や漁獲量の低下にも影響を及ぼしていると考えられます。このような状況を受け、国は、令和3年6月に瀬戸内海環境保全特別措置法を改正し、栄養塩類を適切に増加させるための栄養塩類管理計画の策定を可能としました。これにより、特定の海域への栄養塩類の供給が可能となり、兵庫県をはじめ、香川県や山口県が計画を策定し、取組を進めています。

広島県においては、令和5年度から下水処理施設における能動的管理運転の実証試験を開始し、この結果を踏まえ計画策定に取り組んでいることとされています。しかしながら、漁業関係者からは、早期の対応を求める声が上がっており、実証試験と並行して計画策定を進めることが求められています。また、下水処理施設は県管理だけでなく、市町管理の施設も多く存在するため、全県的な取組として、市町と連携した能動的管理運転の推進が必要です。

そこで、県において、栄養塩類管理計画をいつ策定する予定なのか、また、計画の早期策定に向け実証試験と並行してどのような取組を行っていくのか、また、下水処理施設の能動的管理運転を市町と連携して全県的に推進するための方策について、知事の御所見をお伺いします。

次に、共に育てる社会へ、医療的ケア児と教育支援についてお伺いします。

医療的ケア児とは、人工呼吸器の装着やたんの吸引、経管栄養など日常的に医療的処置が必要な児童のことを指します。全国で約2万人、広島県内では約500人が該当し、その約7割が在宅で生活しており、保護者が24時間体制で寄り添いながら、日々の暮らしを共に支えています。このような中、令和3年には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、国や地方自治体はその健やかな成長と生活の質の向上を図る責務を負うことが明記されました。

本県では、令和5年度に広島県医療的ケア児支援センターが開設され、令和6年度末までに延べ511件の相談が寄せられています。医療的ケア児等コーディネーターを配置する事業所のある市町も22市町に拡大するなど、着実な前進が見られます。

一方で、教育現場においては、就学、進級、卒業といった節目で支援が切れてしまう、いわゆる谷間が依然として存在しています。支援体制が整うまで、保護者が毎日学校に付き添い医療的ケアを担うことが常態化しており、通わせたいと願う思いが物理的な困難によって阻まれるケースもあります。特に、高等学校段階では、県立学校については県が設置者であることから、県教育委員会の支援体制が問われる分野でもあります。現状では、看護師配置は非常勤、短時間勤務に頼る状況が続いています。医療的ケアを安全・安定的に実施できる体制が求められており、今後の支援強化が期待されます。

先日、医療的ケア児の保護者や支援団体の方々から教育委員会へ提出された要望書では、

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

家庭と学校が連携し、子供たちの成長を共に支える仕組みが必要だという声が強く寄せられていました。家庭は子供にとって最初の支援者であり、学校はその成長を後押しする場であることから、両者が対等なパートナーとして支援の輪を築くための仕組みづくりが大切です。加えて、障害に対する専門的な知識を備えた教職員や看護師等が教育現場に継続的に関わることが実現すると、教師が生徒に対して過剰に萎縮せず、積極的にチャレンジを促すことができるようになります。これは、医療的ケア児が守られる存在であると同時に、自分の可能性に挑戦できる学びの主体として成長できる環境を生むものであり、そのような人材の配置は教育支援の強力な後押しとなると考えます。

しかしながら、現場対応には限界があります。制度として安定的に支援が動く体制の構築が不可欠であり、学校間や地域間での格差を減らす仕組みが重要です。例えば、教職員、看護師、保護者等が定期的に情報を共有する場を制度化したり、医療的ケアに関する理解を深める研修を校内で定期的に実施するなど、制度として動く仕組みへの転換が求められます。今年度には、医療的ケア児の実態把握調査が予定されていますが、現場では調査を待たずとも、既に支援が求められている状況があります。制度設計と現場支援を同時に進め、柔軟かつ持続的な支援体制を整えることが、子供たちの安全と可能性の保障につながります。

そこで、これまでの県における医療的ケア児支援の取組と成果をどう評価し、今後、県立高校を含む教育現場における看護師の配置拡充や障害に対する専門的な知識を持った人材の拡充をどのように進めていくのか、あわせて、家庭と学校が連携しながら医療的ケア児の個性や可能性を引き出す支援の仕組みを、どのように制度化、普遍化していくお考えか、教育長の御所見をお伺いします。

次に、特定都市河川流域の指定について、2点お伺いします。

1点目は、流域治水の推進と特定都市河川の指定戦略についてです。

近年、気候変動の影響により、水災害が激甚化、頻発化しており、全国各地で毎年のように甚大な浸水被害が発生しています。本県においても、平成30年7月の西日本豪雨では、県内全域にわたり甚大な被害が発生し、また、令和3年7月、8月の豪雨では、安芸高田市の多治比川における堤防の決壊、竹原市の本川における河川や内水の氾濫による家屋の浸水、そして私の地元、東広島市安芸津町の三津大川では、護岸の崩壊や道路の損壊など、各地で深刻な被害が発生しています。

こうした被災箇所に対し、災害復旧事業等に加え、流域全体で水災害に対応する流域治水の取組を推進するため、令和4年7月に江の川上流域及び竹原市の本川流域を特定都市河川流域に指定し、浸水被害の軽減に取り組まれていると認識しています。このように、安全な河川が増えていくことは非常に喜ばしいことではありますが、被害を未然に防ぐ事

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

前防災の観点からも、今後さらに対策を強化していく必要があると考えます。

このような中、東広島市から呉市へと流れる黒瀬川についても、令和8年4月に特定都市河川流域に指定し、浸水被害の防止、軽減に向けた事前防災対策の取組を進めると、本定例会の開会日に知事から説明がありました。特定都市河川流域に指定されますと、総合的な浸水被害対策等を取りまとめた流域水害対策計画が策定され、河川や下水道などの整備促進に加え、雨水貯留施設の設置、水田やため池の活用など、治水対策が着実に進められることとなり、地域住民の安全・安心につながるものと大いに期待しています。

一方で、指定に伴い宅地等以外の土地で行う1,000平方メートル以上の開発等に伴い増加する雨水の流出を抑制するための新たな規制が設けられることから、自分の土地が自由に使えなくなるのではないかとといった住民からの不安の声や、開発に当たってどのような申請や対策が必要になるのかといった開発事業者からの声も聞かれています。こうした意見に対して、特定都市河川流域に指定するメリットとデメリットを丁寧に整理した上で、住民や開発事業者等に対して分かりやすい説明を行い、合意形成と協力を得ながら進めていくことが極めて重要であると考えます。

そこで、県として、どのような地域を対象に特定都市河川流域を指定し、どのような効果を想定しているのか、知事にお伺いします。あわせて、特定都市河川流域の指定に伴う新たな規制の内容などについて、どのような方法で地元住民や開発事業者等に周知し、理解を得ていこうとされているのか、お伺いします。

2点目は、開発と安全の両立に向けた黒瀬川の治水対策についてです。

黒瀬川流域は、上流域は都市化が進む東広島市中心部、中流域は水田地帯の広がる黒瀬町、そして下流域は商工業地帯として発展する呉市広地区となっており、それぞれ異なる地形や土地利用の特性を有しています。

中でも、上流域にあたる西条町周辺では、近年、田畑が宅地へと急速に転用されるなど、かつて雨水を一時的に保持する役割を果たしていた農地が減少し、地元住民からは、宅地開発の影響で黒瀬川の氾濫リスクが高まっているのではないかと、危険箇所については早期に河川改修を進めてほしいといった切実な声が寄せられています。

私自身、現地を視察しておりますが、急速に進む都市化によって、流域全体の保水能力は明らかに低下し、水害の危険性が高まっていると感じています。特に、平地が広がる寺家地区において、黒瀬川の堤防が決壊した場合には、新たに整備された住宅地も含め、甚大な浸水被害が発生するのではないかと強い懸念を抱いています。

また、中流域の黒瀬町では、支川との合流部においてバックウォーター現象による内水氾濫による被害が報告され、下流域の呉市広地区では、河川沿いに住宅などが密集していることから、河川の拡幅が困難であるなど、それぞれどのような治水対策を行うかが課題

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

となっています。

こうした中で、気候変動による外力の増大も懸念されており、国土交通省の試算によると、世界の平均気温が2度上昇した場合には、降雨量は1.1倍、河川流量は1.2倍、洪水の発生頻度は2倍になるとされています。このような黒瀬川において、住民の暮らしの安全・安心を確保するためには、気候的外力の変化に加え、都市化による流出量の増大、地形的な制約など、多くの複雑な課題を踏まえた流域全体における治水対策を行う必要があるのではないのでしょうか。

そこで、開発が進む東広島市中心部の現状、黒瀬川流域の地形的特性、さらには近年の気候変動による外力の増大を踏まえ、今後、特定都市河川流域に指定する黒瀬川において、どのような治水対策を行っていくのか、知事にお伺いします。

質問は以上となりますが、最後に一言申し上げます。

私たちが向き合う課題の多くは、一朝一夕には解決できず、将来を見据えた視点と現場の声に答える姿勢が求められます。制度の隙間にある声、変化に戸惑う現場、自然と共に歩む地域社会、その一つ一つに、行政は実行の先頭に、議会は責任ある提言者として応えていくことが重要であります。だからこそ、社会の仕組みを磨き直す挑戦と、次の世代へつなぐ確かな一手を、今この場から着実に積み重ねていきたいと考えています。執行部には、県民に希望を示す明快な御答弁を期待し、以上で質問を終わらせていただきます。

御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（中本隆志君） 当局の答弁を求めます。知事湯崎英彦君。

【知事湯崎英彦君登壇】

○知事（湯崎英彦君） まず、ひろしまブランドの国際展開と次なる一手についての御質問にお答えいたします。

県産品の海外への販路拡大につきましては、その付加価値が海外の方々にも伝わり、ひろしまブランドの向上につながることを重要であると考え、まずは、吟醸酒発祥の地である広島の日本酒と、生産量日本一であるカキの海外展開に重点的に取り組んでいるところでございます。

日本酒につきましては、平成25年に意欲ある県内の酒蔵と共に広島県日本酒ブランド化促進協議会を設立し、フランスをターゲットにワインショップやレストランに販路を持つ卸業者との商流の確立や、広島県産日本酒ブランドアンバサダーによる勉強会の実施、県産日本酒ブランドマークの活用、現地の歴史ある展示会への出展などに取り組み、そうした場で、吟醸酒の歴史や日本三大酒どころ西条の紹介など、広島県産日本酒の魅力や付加価値を伝えてきたところでございます。

また、カキにつきましては、令和3年度から台湾やシンガポールなどのアジアにおいて、

令和7年6月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

新規市場開拓を進め、令和5年1月には、県内事業者が全国で初めてE U・H A C C P 認証を取得したことから、新たにフランスをはじめとしたヨーロッパでの商談会などにおいて、生産量が日本一であることなど、広島のカキの魅力や付加価値などを伝えながら、販路拡大を図ってきたところでございます。さらに、日本酒とカキは料理の組み合わせとしても相性が良いことから、付加価値向上の相乗効果を狙い、これらを組み合わせたプロモーションも行っておりまして、こうした取組により、日本酒の輸出額は、令和2年の約2億4000万円から令和5年には約4億3000万円となり、カキの輸出額は、令和2年の約7億円から令和5年には約20億円と大幅に増加しております。

今後も、日本酒やカキの販路拡大に向け、ブランド力を一層高めるためには、より多くの人々に商品の歴史や背景などの情報を伝えていくことが重要であることから、付加価値の可視化が可能となるデジタル技術の活用を各国の規制動向も注視しながら検討してまいりたいと考えております。特に、カキにつきましては、海外で求められる高い品質や供給量に応えられるよう、養殖技術の確立に加えて浄化处理や冷凍施設など、サプライチェーンを整えていくことが必要であると考えております。引き続き、こうした新たな取組も積極的に取り入れながら、広島という地域が育んだ日本酒やカキの物語を通じてブランド力を高め、県産品の販路拡大につなげてまいります。

次に、地域物流と外国人材の現実的課題についてお答え申し上げます。

地域物流は、県民生活や経済活動を支える重要な社会インフラであり、とりわけトラック運送業界の持続可能な発展に向けては、ドライバー不足への対応が急務である中、外国人材の活用は、その有効な解決手法の一つであると認識しております。このため、関係団体へのヒアリングなどを通じて、業界における課題やニーズ、動向を詳細に把握した上で、他の業界での取組事例も踏まえながら、外国人材の活用に向け、さらなる環境整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、特定技能及び育成就労制度に対応した受入れ支援体制の整備に向けましては、在留資格に関する制度理解と外国人の円滑な受入れを促進するための情報発信を強化するとともに、専門家による外国人の受入れ、定着に関する相談対応、育成就労から特定技能への移行を見据えた日本語学習支援などに取り組んでいるところでございます。

また、外国人への生活支援につきましては、市町等と緊密に連携し外国人が地域とつながりを持ちながら、生活に必要な情報を共有できる仕組みづくりの拡充、ウェブサイトやSNSによる多言語での生活情報の発信媒体の充実などに取り組んでおります。

さらに、今年度から新たにトラック運送業界を対象として、賃上げ原資となる適正運賃の確保や物流効率化などを目的としたDXの導入に向けた支援も開始したところでございます。加えて、広島県トラック協会におきましては、県の運輸事業振興助成交付金を活用

令和7年6月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

し、外国人特定技能制度等の周知に関するセミナーの開催や、外国人を含むドライバーの大型免許取得を支援しているところでございます。今後とも、こうした取組を総合的に実施することで外国人材の活用を進め、ドライバー不足を解消することにより、地域物流を支えるトラック運送業界の持続的な発展につなげてまいります。

次に、地域を支える建設業の雇用と制度についてでございます。

第三次・担い手3法につきましては、人口減少や時間外労働の上限規制、就業者の高齢化などにより、建設業の将来の担い手の確保が困難になっていることを背景に、担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化を目的として、昨年6月に改正され、順次施行されているところでございます。この法改正により、労働者の賃上げや労働時間の適正化などの処遇改善、建設現場における働き方改革や効率化が進み、持続可能な建設業の実現につながるものと考えております。

一方、下請を含めた全ての段階での適切な労務費の確保が今回の法改正に盛り込まれたものの、具体的な運用については、現在検討中であること、また、週休2日などの労働環境の改善やICT活用工事などの生産性向上の取組の必要性や効果が中小の建設事業者へ十分伝わっていないことなどが課題と考えております。このため、本年12月に予定されている改正法の全面施行に向けて、国に対し、ガイドライン等の早期策定や建設事業者等への周知などについて要望しているところでございますが、本県におきましても、建設事業者への周知や運用面などの指導を徹底しているところでございます。

また、特に中小の建設事業者への普及拡大を図るため、週休2日制度につきましては、4週8休の休日確保を前提とした適正な工期設定、市町への取組拡大のための支援、また、ICT活用工事につきましては、経験の少ない建設事業者を対象とした実践講座の開催や現場の省人化や工期短縮等のメリットの周知、総合評価落札方式における加点評価などによるインセンティブの付与などに継続して取り組んでまいります。

こうした取組に加えまして、限られた人材、資機材を効果的に活用していくためには、年間を通した計画的な工事の発注に努める必要があると認識しております。こうした中、国、県及び市町で構成する発注者協議会においても、施工時期の平準化を目標の一つとして定め、連携して取組を進めているところであり、県といたしましては、債務負担行為を活用した工事発注や、受注者が工事の着手日を選択できる契約方式の活用に取り組んでいるところでございます。引き続き、改正法の適正な運用を行うとともに、ICT活用工事や施工時期の平準化を一層推進するなど、県内の建設事業者が将来にわたって社会資本整備の担い手、地域の守り手としての役割を果たせるよう、取り組んでまいります。

次に、流域治水の推進と特定都市河川の指定戦略についての御質問でございます。

本県では、平成30年や令和3年等の近年の豪雨において甚大な浸水被害が発生した江の

令和7年6月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

川上流域及び竹原市の本川流域を特定都市河川流域に指定し、流域水害対策計画に基づき、様々な主体による多様な取組を実施しているところでございます。

特定都市河川流域の指定につきましては、人口、資産の集積状況や重要施設の立地状況、過去の浸水実績等を踏まえ、土地利用の変化が著しい地域や既に市街化が進んでいる地域を対象に進めているところでございます。

次に、流域指定の効果といたしましては、河川整備が加速されるとともに、開発等に伴う雨水流出の増加抑制及び水害リスクを踏まえた土地利用規制などを法的な枠組みの下で行うことにより、流域全体の治水安全度の向上が早期に図られるものと考えております。

このような取組を推進するためには、地域住民や関係事業者の理解が重要でありますことから、県のホームページやSNS、市町の広報誌等のあらゆる媒体を活用し、指定の必要性や効果などについて広く発信するとともに、特に開発事業者などにつきましては、企業向け説明会を開催し十分に理解が得られるよう、市町と連携して周知を図ってまいります。

引き続き、流域全体のあらゆる関係者と連携しながら、治水安全度の向上を図ることにより、県民の皆様が安全・安心に暮らすことができる県土づくりに取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、担当説明員より答弁させていただきます。

○議長（中本隆志君） 農林水産局長向井雅史君。

【農林水産局長向井雅史君登壇】

○農林水産局長（向井雅史君） カキ殻処理の安定化と利活用の展望についてお答えいたします。

昨年度に実施した中長期的なカキ殻対策のうち、1つ目の海砂採取跡地の漁場環境改善への活用につきましては、類似海域での工事情報を収集し海中への投入方法などを検討した結果、船底が開く構造を持つ土砂運搬船を用いて、カキ殻を一気に投入する方法が最適であると判断されました。一方で、この投入方法におきましても、海域の潮流が速く水深が深いことから、潮が止まる短時間しか投入できないこと、投入時の濁り対策や、設計どおりの範囲や高さに投入することが困難と想定されること、また、事業費につきましては、1万立方メートル当たり1億円を超えることなどの課題が依然として残っております。このため、事業実施に向けましては、海底形状の回復に向けた実証試験を行った実績のある国土交通省などのアドバイスを受けながら、引き続き、これらの課題解決に向けて検討してまいります。

2つ目の、カキ養殖場の底質改善への活用につきましては、効果検証などを行った結果、有機物の低減や底生生物の増加などの漁場改善の効果があることや、カキ作業船を用いた簡易な投入方法が可能であることが確認されたことから、専門家の意見を聞きながら、漁

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

業者自らも実施可能なガイドラインの策定に取り組んでいるところでございます。

3つ目の、増殖場造成への活用につきましては、餌となる生物やナマコの増殖が確認され、波浪に対する安定性の基準も整理できたことから、来年度以降の事業実施に向けて、地元との調整を行いながら、計画策定を進めているところでございます。

こうした成果を踏まえて、カキ殻の中長期的な対策につきましては、早期に実現可能な漁場の底質改善や、増殖場造成への活用をまずは進めてまいりたいと考えております。また、漁場以外での活用につきましても、カキ殻原料の低コスト化を図ることや、様々な分野の企業と連携して新たな用途を創出することにも取り組むこととしており、こうした対策を多角的に行うことでカキ殻の利活用を増やし、日本一の生産量を誇る広島カキの持続的な生産につなげてまいります。

○議長（中本隆志君） 環境県民局長信夫秀紀君。

【環境県民局長信夫秀紀君登壇】

○環境県民局長（信夫秀紀君） 瀬戸内海の栄養塩類管理と漁場回復の展望につきまして、複数部局にわたるお尋ねでございますが、私が代表してお答え申し上げます。

栄養塩類管理計画の策定に当たりましては、国のガイドラインにおいて、周辺海域の水質や水産生物の現況を把握した上で、下水処理施設の放流水の栄養塩類濃度を高める能動的管理運転の実施に伴う水質などの変化の程度の範囲を予測し、環境に与える効果や影響について、科学的知見により評価することが必要とされております。

このため、本県におきましては、栄養塩類の増加とカキなどの水産資源の回復との関連性を調査し、新たな知見を蓄積するため、下水処理施設における能動的管理運転の実証試験に計画的に取り組んでいるところであり、令和5年度は、廿日市と呉の2地区で実施し、海域の窒素濃度が上昇することで、カキの餌となる植物プランクトンの量が増えるなど、期待したデータが得られているところでございます。また、令和6年度は広島市西部地区を加えた3地区において実証試験を実施したほか、さらに本年秋からは東部の1地区を加えた4地区において、地区ごとに効果を分析するとともに継続して調査を行い、その効果の再現性を確認することとしております。

一方で、県域を視野に入れた栄養塩類管理計画の策定に向けては、下水道管理者である市町などの理解と協力を得ることが不可欠であると考えております。そのため、現在実施している実証試験に並行して、これまでの成果を中間報告として速やかに取りまとめた上で、下水道処理施設を有する市町へ共有し、処理施設の仕様や運転管理状況、周辺海域の水質の状況や水産業の海域利用状況などを踏まえ、環境基準を超過するおそれがある海域を除き、より多くの施設における能動的管理運転の実施について、働きかけを進めてまいります。また、計画策定に当たりましては、国や専門家への正式な協議に先立って、本県

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

の状況や取組を情報共有し、協議が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

本県といたしましては、今後とも、これらの取組により栄養塩類管理計画の令和8年度以降の策定に向けて、着実に取組を進め、栄養塩類の適切な管理による豊かな海づくりを目指してまいります。

○議長（中本隆志君） 土木建築局長藤田士郎君。

【土木建築局長藤田士郎君登壇】

○土木建築局長（藤田士郎君） 黒瀬川の治水対策についてお答えいたします。

黒瀬川流域につきましては、上流域の東広島市西条地区等におきましては近年急速に市街化が進展し、中流域の東広島市黒瀬地区等におきましては内水氾濫が発生しやすい低平地が広がっております。また、下流域の呉市広地区におきましては、河川背後地に家屋が連担しているなどの特徴がございます。

黒瀬川の治水対策につきましては、こうした流域の特徴に起因する課題を考慮しながら、気候変動により増大する河川流量に対応した計画とする必要があると考えております。具体的には、河道拡幅や河床掘削などによる河川断面の拡大に加えまして、家屋連担などにより河道拡幅が困難な場合におきましては、一時的に洪水を貯留する施設の整備なども含め、様々な治水対策の検討を進めているところでございます。

また、気候変動や土地利用の変化などにより、発生リスクが高まっている内水氾濫の課題につきましても、関係市と調整を行い連携して対応してまいりたいと考えております。引き続き、地域住民の安全・安心の確保に向け、あらゆる関係者と連携しながら流域全体の治水対策を進めてまいります。

○議長（中本隆志君） 教育長篠田智志君。

【教育長篠田智志君登壇】

○教育長（篠田智志君） 医療的ケア児等教育支援についてお答えいたします。複数部局にまたがる御質問ですが、代表して私がお答えいたします。

医療技術の進歩により、医療的ケア児の増加とともに、その病態も多様化しており、個々の状況に応じた適切な支援が行われることは重要であると認識しております。このため、本県では、地域における医療的ケアに対応できる人材確保のため、令和6年度末までに医療的ケア児への支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを189名、医療的ケアに対応できる看護師や介護従事者を254名育成したところでございます。

また、医療的ケア児やその家族が地域の中で安心して生活ができるよう広島県医療的ケア児支援センターを令和5年7月に設置し、相談対応や支援を行う中で、必要な補装具の支給や訪問診療をスタートできた事例、保護者の休息等のため医療的ケア児のショートステイ利用につなげた事例、看護師配置により学校の宿泊学習へ参加できた事例など、課題

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

の解決につながった事例も出てきており、医療的ケア児が安心して地域で生活していくためのサポート体制の構築に一定の成果が表れているものと考えております。

こうした中、県立学校における医療的ケア児の支援につきましては、個別の教育支援計画を進学時に校種間で引き継ぎ、必要な支援体制を確認した上で、在籍者数や医療的ケアの内容に応じて、必要な看護師を配置することに加え、看護師資格を有する常勤の医療的ケア指導教員を県立特別支援学校2校に配置して、県立高校や小中学校の相談・支援を行っているところであり、今後とも必要な支援の状況に応じて医療的ケア実施体制の拡充と教職員の専門性向上に取り組んでまいります。

また、家庭と学校が連携する仕組みといたしましては、各学校において、教育委員会が作成した医療的ケアハンドブックや、主治医からの指示書などを踏まえた個々の医療的ケア実施マニュアルを作成し、保護者、教職員・看護師等で共有して対処する仕組みを構築しており、どの学校に在籍しても十分な支援が得られるよう、適切に対応してまいります。

教育委員会といたしましては、全ての県立学校におきまして、家庭としっかりと連携しながら、医療的ケア児の個性や可能性を引き出す支援を講ずることができるよう、教育支援の充実に取り組んでまいります。